

第三者提供の取扱い

事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、以下の事項については、第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者の利益や事業主側の負担を勘案し、明示的な同意を得ることが必ずしも合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって、包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、健康保険組合では、以下の事項について従来どおりの取扱いにて処理・活用させていただきます。

●共同事業に関係しない事項

- ① 高額療養費、付加給付を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること
- ② 医療費通知、ジェネリック通知を世帯まとめてお知らせすること
- ③ 第三者求償で保険会社・医療機関等へ相談・届出を行うこと
- ④ 前期高齢者訪問指導の参加案内（通知・電話）を行うこと
- ⑤ 健診・保健指導の案内（通知・電話）を行うこと

●共同事業に関係する事項

- ① 健保連の高額医療の共同事業で交付金の申請を行うこと
- ② 事業主との共同事業で健診・指導を行うこと